

宮商工発第142号
令和6年5月30日

商工会員 各位

宮田村商工会
会長 加藤 恭一

技能取得事業助成金について（通知）

青葉の候 各位にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、商工会員の皆様が事業活動を行なううえで必要な講習や資格取得に対する費用の助成事業を下記により行います。

つきましては、全会員の皆様が対象となりますので皆様のご活用をお願いいたします。

記

1. 内 容 会員が事業活動を行なううえで必要な技術資格取得、技術講習、経営者資質講習、従業員のレベルアップ講習等を事業主または従業員が積極的に受講等することにより、業務における安全・知識向上に努力したことに対する費用を助成します。
2. 助成金交付対象者 宮田村商工会員事業所及び所属従業員に限ります。
3. 助成対象経費
 - ・ 自社事業に必要な資格取得に要する受験料
 - ・ 経営者資質講習や従業員のレベルアップ講習会の受講料
4. 助成金の額 限度額 30,000円 ※年度、限度額の範囲内
※3万円に満たない場合は全額となります。
5. 申請方法 助成金の交付を受けようとする者は、受講等終了後、速やかに別紙宮田村商工会技能講習等助成金交付申請書に受講料、受験料の領収書の写し・修了証の写しを添付し申請をお願いします。
6. 受付期限 令和7年2月28日（金）まで
※予算に達した際は終了